

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業

実施方針

令和 7 年 12 月

富山市



# 目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項 .....	1
第1節 事業内容に関する事項 .....	1
1. 事業名称 .....	1
2. 事業の対象となる公共施設等 .....	1
3. 公共施設等の管理者等の名称 .....	1
4. 本事業の目的 .....	1
5. 本事業の基本理念 .....	2
6. 本事業の概要 .....	5
7. 本事業の対象範囲 .....	6
8. 自主事業について .....	7
9. 事業者の収入等 .....	8
10. 光熱水費及び通信費等の負担 .....	9
11. 事業スケジュール(予定) .....	10
12. 本事業の実施に関する協定等 .....	10
13. 遵守すべき法制度等 .....	11
第2節 特定事業の選定に関する事項 .....	11
1. 基本的考え方 .....	11
2. 評価方法 .....	11
3. 選定結果の公表 .....	11
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	12
第1節 募集及び選定方法 .....	12
第2節 募集及び選定の手順 .....	12
1. 募集及び選定スケジュール .....	12
2. 事業者の募集手続等 .....	13
3. 優先交渉権者の決定及び公表 .....	14
4. 優先交渉権者を決定しない場合 .....	14
第3節 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	15
1. 応募者の構成等 .....	15
2. 業務実施企業の参加資格要件 .....	16
3. 共通の資格要件 .....	18
4. SPC の設立等 .....	20
5. 参加資格要件の確認基準日 .....	20
6. 応募者の変更 .....	20

第4節 提案書類の取扱い .....	21
1. 著作権.....	21
2. 特許権等.....	21
第5節 提案の審査及び選定に関する事項.....	21
1. 提案等の審査.....	21
2. 選定委員会の設置.....	22
<b>第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....</b>	<b>23</b>
<b>第1節 責任分担に関する基本的な考え方 .....</b>	<b>23</b>
<b>第2節 予想されるリスクと責任分担.....</b>	<b>23</b>
<b>第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 .....</b>	<b>23</b>
<b>第4節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....</b>	<b>24</b>
1. モニタリングの実施 .....	24
2. モニタリングの時期 .....	24
3. モニタリングの方法 .....	24
4. モニタリングの結果 .....	24
<b>第4章 公共施設等の立地等に関する事項.....</b>	<b>25</b>
<b>第1節 立地に関する事項 .....</b>	<b>25</b>
<b>第2節 施設要件 .....</b>	<b>27</b>
<b>第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>28</b>
<b>第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....</b>	<b>29</b>
<b>第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....</b>	<b>29</b>
<b>第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置....</b>	<b>29</b>
<b>第3節 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....</b>	<b>29</b>
<b>第4節 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....</b>	<b>29</b>
<b>第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....</b>	<b>30</b>

第 1 節 法制上の措置.....	30
第 2 節 税制上の措置.....	30
第 3 節 財政上及び金融上の支援 .....	30
第 8 章 その他特定事業の実施に関する必要な事項 .....	31
第 1 節 本事業において使用する言語 .....	31
第 2 節 議会の議決.....	31
第 3 節 応募に伴う費用負担 .....	31
第 4 節 実施方針等に関する意見の受付等.....	31
1. 実施方針等に関する質問等の受付 .....	31
2. 実施方針等に関する質問等への回答.....	31
3. 資料の閲覧.....	31
4. 情報公開及び情報提供.....	32
第 5 節 実施方針に関する問合せ先.....	32

#### 資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針等に関する質問及び意見書

様式 2 閲覧資料貸出申込書兼誓約書

## 第1章 特定事業の選定に関する事項

### 第1節 事業内容に関する事項

#### 1. 事業名称

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業

#### 2. 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする。

(仮称)とやまくすりミュージアム(以下「本施設」という。)

#### 3. 公共施設等の管理者等の名称

富山市長 藤井 裕久

#### 4. 本事業の目的

富山のくすりは、300有余年の歴史を有し、富山壳薬の時代から今日に至るまで、人々の健康増進や文化交流に大きく貢献する本市の産業発展の礎である。

その歴史的価値や地域ブランドを次世代に確実に継承し、未来に向かって「薬都とやま」が発展していくためには、本市が誇る「富山のくすり」の歴史・文化・精神を現代の学びや体験へと再構成し、これらの魅力を次の時代に繋いでいくことが必要であると考え、本施設を整備するものである。

本事業については、平成30年度に策定した基本計画の基本理念や基本方針、機能など具体的な考え方を踏襲しつつ、整備予定地の変更を踏まえ、実施することとし、本事業の事業手法については、施設の設計・改修から維持管理・運営まで事業者が一体的に実施する PFI 手法を導入し、これにより、官民連携事業本来の特性である民間の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限活用し、財政負担の軽減や施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画等、より効率的かつ効果的な事業の実現を図るものである。

## 5. 本事業の基本理念

### (1) 基本理念

富山のくすりの歴史と文化、精神を継承し、  
薬都の未来を市民とともに創造する

### (2) 基本方針

市民一人ひとりが「富山らしさ」を再認識し、富山のくすりの歴史とブランドを将来に引き継ぐ拠点施設として、誰もが来館しやすいよう、本施設を整備・運営すること。

項目	目的	内容
(1) シティブルランディング	「薬都とやま」のブランドイメージを強化する	富山の歴史・文化とくすりとの関わりを明らかにし、「KUSURI」として未来に向けて、世界に向けて発信し、富山市の代表的なブランドとして確立する。「富山といえばくすり」のイメージを体感し、楽しむ機会と場を創出する。
(2) シビックプライド	産業の礎を築いた先人の知恵に学び、富山人としての誇りを育む場を創出する	富山にはくすりという一つの産業を核に様々な産業を興し、企業群の集積をつくった力強さがある。現在に続く力強い産業の礎を築いた先人の知恵を学び、富山人としての誇りを育む場を創出する。 子どもたちをはじめとする数多くの富山市民が「くすりの富山」に対する愛着や誇りをもつことができる施設とする。
(3) 賑わい・回遊性	中心市街地の賑わいと回遊性を生み出す拠点を創出する	本施設を拠点として、周辺のくすり関係施設等をつなぎ、まち歩きの楽しみを発信し、賑わいと回遊性を生み出す拠点を創出する。 また、本施設を中心とした回遊性により、幅広い市民・訪れた人たちが「くすりの富山」を学び、感じられるプログラムを用意し、実践する。
(4) 産官学民連携	産官学民の連携により「薬都とやま」の未来像を描く	薬業の活性化、産業の発展、ひいては薬都とやまの未来につながるよう産官学民連携を活用し、好循環社会の実現を目指す。中核的な位置づけという他館にはない特徴を持つとともに、他施設との連携等の新しい仕組みづくりを担う。

### (3) 本施設に必要な要素

基本方針・基本理念を達成するため、以下の機能をもたせた施設とし、市民をはじめ多くの人たちが訪れたくなる仕掛け、空間づくりを行い、「富山のくすり」への愛着、本施設を拠点とした中心市街地の賑わいを創出するための機能を備えた形で実施する。

	機能	プログラム
展示・体験	「薬都とやま」の精神である信用3本柱を軸に、未来を考える展示・体験機能	体験型やデジタル展示を中心とした「薬都とやま」を感じられるプログラム
交流・サービス	くすりを軸とした街歩き等の新たな視点と交流の機能	既存の施設との連携、情報発信を担う、くすりを軸としたプログラム
未来創造	未来創造を目的とした共に考え、語り合う場の機能	民間事業者や研究者等と連携した未来を創造するプログラム

### (4) PFI 手法の導入により本市が事業者に対して特に期待すること

事業者において、前3項の考え方を踏まえたコンセプト・テーマを定立のうえ、利用者に伝える内容について統一感をもって提案していただきたい。また、以下の効果を特に期待する。

#### ①賑わい・交流の場の創出

施設整備予定地が富山駅北口から至近の立地であるため、子どもから高齢者まで幅広い年代の利用者が、市内外から訪れることが見込まれる。

賑わい・交流の場を創出するためには、地域に愛され、多くの方に利用されることやイベント等の企画が重要である。これらを効果的・効率的・継続的に実現するため、施設の設計から、改修・工事監理、維持管理及び運営業務に至るまで、民間のノウハウが十分に活用されることを期待する。

#### ②教育、文化、健康・福祉のさらなる充実

本施設が、富山のくすりをテーマとした子どもたちなどへの郷土学習・産業学習の新たな拠点となり、また、薬業から派生し発展したガラス工芸やパッケージデザイン等の産業観光へつなげ、近隣の富山やくぜん認定店の案内を通して健康意識の向上を図るとともに、ヘルスケアやウェルビーイングへの関心の広がりを促し、様々な機能が相乗効果を生み出すことで、市民福祉が充実することを目指す。

#### ③まちなかの新たなシンボル機能・ハブ機能としての役割

知名度のある「富山のくすり」をテーマとした本施設は、富山駅北口から至近の立地で

あることを活かし、インバウンドを含めた観光客やビジネス客へも積極的にアプローチすることを想定している。本市の魅力発信の拠点として、資料展示に偏重することなく、多様な来訪者が楽しめる要素を備えた構成とすること。

また、施設の外観についても、赤玉ドームが目を引く施設であり、富山駅北エリアのシンボル施設としての整備を期待する。

ハブ機能としては、利用者の興味・関心に応じ、本施設から、実物資料を多数展示している売薬資料館等の施設や、富山やくぜん認定店等へ誘導・案内する役割を担うよう期待する。

#### ④高い集客効果の発揮による地域の活性化と財政負担軽減の両立

独自性・話題性のある強力な集客装置を導入することで、周辺施設や店舗等への波及効果や賑わい創出効果を生み出し、富山駅周辺エリアを中心とした地域活性化に寄与することを期待する。また、設計・改修から維持管理・運営までを通したライフサイクルコスト及び財政負担の軽減について、継続して多くの入館者数と利用料金収入を確保する等、民間活力が十分活用できることを期待する。

#### ⑤SDGs に配慮した施設整備・運営

本市は、平成 30 年 6 月に国から SDGs 未来都市に選定され、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組んでいる。本事業においても、経済価値・社会価値・環境価値に配慮した施設整備・運営を期待する。

#### ⑥独創的な空間デザインについて

本市では、富山駅北地区において、ブルバールの再整備や中規模ホールの建設等、魅力的な都市空間の創出に取り組んでいる。

本施設についても、富山駅北口至近に位置する立地を活かし、中心市街地の活性化に寄与する現代的又は近未来的なイメージの施設となるような内部の空間デザインや演出を期待する。

また、内装デザインや展示プログラムの企画等において、富山らしさを感じることのできる施設の提案を期待する。

本事業において整備する施設は、展示資料を観覧するだけのものではなく、高い集客性・発信力・体験価値により、多くの人を魅きつけ、記憶に残るものを目指している。そのため、本事業の基本理念等を基に、事業者の解釈を加え、屋内装飾、空間デザイン・演出及び展示プログラムの企画等について、各部分のみの近視眼的な設計に陥ることなく、施設全体を統合的にプロデュースしたうえ、独創的で話題性のある斬新な提案をされることを期待する。

## 6. 本事業の概要

### (1) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が本施設の設計及び建設(改修)等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(RO : Rehabilitate Operate)により実施する。

### (2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 3 月 31 日までとする。

### (3) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間満了日の約 3 年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力をを行うこと(事業期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理及び運営業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

## 7. 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。本施設は、既存ビルへのテナントとしての入居を想定しており、詳細な設計・工事・維持管理区分等については、要求水準書に整理する。

### (1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 改修及び展示に関する設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### (2) 改修・工事監理業務

- ア 建築物及び展示施設に関する改修・施工業務
- イ 什器・備品等設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

### (3) 開業準備業務

- ア 事前広報業務
- イ 開業準備期間中の運営業務
- ウ 開館式典等の実施業務

### (4) 維持管理業務

- ア 建築物及び展示施設に関する保守管理業務
- イ 建築設備等保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 警備保安業務
- カ 修繕業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## (5) 運営業務

- ア 総合管理業務(案内・利用受付・料金収受等)
- イ 展示事業に関する運営業務
- ウ シアター事業に関する業務
- エ (仮称)とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務
- オ 企業出展ブースの企画・運営業務
- カ 薬業関連施設の案内・誘導に関する業務
- キ 薬業関連企業とのタイアップに関する業務
- ク 薬業人材育成に関する業務
- ケ 自主事業
- コ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## 8. 自主事業について

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

## 9. 事業者の収入等

### (1) 本市からのサービス対価

本市からのサービス対価は、次のとおりとする。

#### ア 設計・改修・工事監理業務の対価

本市は、本施設の設計業務、改修・工事監理業務、開業準備業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、下記のサービス対価の支払いを想定している。

- ・ 設計業務に係るサービス対価：基本設計及び実施設計それぞれについて、完了払い
- ・ 改修・工事監理業務に係るサービス対価：完了払い
- ・ 開業準備業務に係るサービス対価：完了払い

#### イ 維持管理・運営業務の対価

本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設の利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払うことを想定している。

## (2) 利用者から得る収入

本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第 244 条の 2 の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収入として收受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができます。

また、本施設において、実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。

### ア 利用料金収入

事業者は、本施設において、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料金を徴収し、収入とすることができます。

### イ 自主事業に係る収入

事業者は、本施設を利用して実施する自主事業を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができます。

### ウ 利用料金等収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、市民に還元するものとする。なお、還元方法は、本施設の設置目的に沿ったイベントの開催等、多様な提案を期待する。

表 1-1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象

区分	施設整備	維持管理 ・運営	運営収入
本施設	●	●	あり(利用料金収入)
自主事業(物販等)	—	○	あり(自主事業に係る売上)

●…サービス対価に含まれるもの

○…サービス対価に含まれないもの(独立採算事業として事業者が負担)

## 10. 光熱水費及び通信費等の負担

維持管理及び運営業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。また、改修業務の実施に係る工事用光熱費は、事業者の負担とし、工事用水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

維持管理及び運営業務の実施に係る通信費(電話料、テレビ受信料、インターネット利用に係る費用等)については事業者が負担とする。

## 11. 事業スケジュール(予定)

本事業のスケジュールは概ね以下のとおりとし、令和 10 年 9 月 9 日までに本施設を開業することを条件とする。また、改修工事は令和 9 年 9 月 1 日以降に着手可とする。

表 1-2 事業スケジュール(予定)

事業契約締結	令和 8 年 9 月
事業期間	事業契約締結日～令和 20 年 3 月末日
設計・改修工事期間	事業契約締結日～令和 10 年 7 月末日
本施設引渡し日	令和 10 年 7 月末日まで
開業準備期間	事業者が提案した日～運用開始日まで
運用開始日	令和 10 年 9 月 9 日まで
維持管理期間	本施設引渡し日～令和 20 年 3 月末日
運営期間	運用開始日～令和 20 年 3 月末日

## 12. 本事業の実施に関する協定等

本市は、PFI 法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については公募時に示す。

### (1) 基本協定

本市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

### (2) 事業契約

本市は、基本協定の定めるところにより、事業者(※)との間で、本事業を実施するため必要な一切の事項を定めた仮事業契約(事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。)を締結し、富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(※)本項において、事業者とは、本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立する場合には SPC を、SPC を設立しない場合には代表企業(ただし、「第 2 章第 3 節 2(5)運営業務を行う者」を代表企業とする場合に限る。)、又は共同企業体を指すものとする。

### (3) その他

本市は、地方自治法第 244 条の2第6項の規定による議会の議決があったとき、事業者を指定管理者に指定し、事業者に本施設の管理を行わせる。指定管理者は、本市との間で締結する事業契約の締結の相手とする。

### **13. 遵守すべき法制度等**

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令(関連する施行令、施行規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

## **第2節 特定事業の選定に関する事項**

### **1. 基本的考え方**

本市は、PFI 法、PFI 基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」(令和 5 年 6 月 2 日改正)等を踏まえ、本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

### **2. 評価方法**

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### **3. 選定結果の公表**

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本市ホームページにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 第1節 募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。事業者の募集・選定の詳細については、優先交渉権者選定基準に示すが、基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第3節 応募者の備えるべき参加資格要件」に記載する資格要件を全て備えていること。
- (2) 応募者は、資格審査書類及び事業提案書を全て提出すること。
- (3) 本市は、資格審査書類に基づき、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について審査し、資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とする。
- (4) 本市は、応募者から提出された資格審査書類及び事業提案書に基づき、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、「(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が事業提案内容について審査を行う。本市は、事業提案書に係る審査結果に基づき、最終的に本事業の優先交渉権者を1者決定する。

### 第2節 募集及び選定の手順

#### 1. 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和8年1月中旬	募集要項等の公表
令和8年1月下旬	募集要項等に関する事業者説明会及び現地見学会
令和8年1月中旬～下旬	募集要項等に対する第1回質問の受付
令和8年2月下旬	募集要項等に対する第1回質問への回答の公表
令和8年2月下旬～3月中旬	募集要項等に対する第2回質問及び個別対話の受付
令和8年3月10日～16日	参加表明書及び参加資格審査に関する提案書類の受付
令和8年4月上旬	個別対話
令和8年4月下旬	募集要項等に対する第2回質問への回答及び個別対話結果の公表
令和8年5月26日～6月1日	事業提案書の受付
令和8年7月中旬	事業者ヒアリング
令和8年7月下旬	優先交渉権者決定
令和8年7月下旬	基本協定の締結
令和8年8月中旬	仮事業契約の締結
令和8年9月下旬	市議会の議決(本契約の締結)

## 2. 事業者の募集手続等

### (1) 募集要項等の公表

募集要項は、令和 8 年 1 月中旬に本市ホームページ上に公表する。

(本市ホームページアドレス <https://www.city.toyama.lg.jp/>)

### (2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

募集要項等に関する説明会及び現地見学会を令和 8 年 1 月下旬に実施予定である。

実施内容の詳細については、募集要項等において示す。

### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問の受付は以下のとおりとする。

#### ア 受付期間:

第 1 回 募集要項等公表の日から令和 8 年 1 月下旬まで

第 2 回 第 1 回質問への回答公表の日から令和 8 年 3 月中旬まで

#### イ 受付方法:

受付方法については、募集要項等において示す。

### (4) 募集要項等に関する個別対話

募集要項等に関する個別対話を令和 8 年 4 月上旬に実施する。実施内容の詳細については、募集要項等において示す。なお、応募グループの組成を予定している複数社で申し込むこと。

### (5) 募集要項等に関する質問への回答及び個別対話の結果

本市は、募集要項等に関する質問への回答及び個別対話の結果を本市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

ア 第 1 回質問への回答:令和 8 年 2 月下旬頃まで

イ 第 2 回質問への回答及び個別対話の結果:令和 8 年 4 月下旬頃まで

### (6) 参加表明書及び参加資格審査に関する提案書類の受付

応募者からの参加表明書及び参加資格審査に関する提案書類は、令和 8 年 3 月 10 日(火)から 16 日(月)の期間で受け付ける。提出方法及び様式については、募集要項等において示す。資格審査の結果は、応募者に通知する。

#### (7) 資料の閲覧

要求水準書関連資料等の閲覧を、以下のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

- ア 閲覧期間：令和8年6月1日(月)まで(閉庁日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- イ 閲覧場所：富山市役所
- ウ 資料の貸出：希望者は、CDにて貸し出す。

#### (8) 事業提案書の受付

応募者からの事業提案書は、令和8年5月23日(火)から6月1日(月)の期間で受け付ける。提出方法及び様式については、募集要項等において示す。

#### (9) ヒアリング等の実施

本市は、令和8年7月中旬に応募者を対象とした事業提案書の内容に関するヒアリング等を実施する予定であり、詳細については、応募者の代表企業に個別に通知する。

### 3. 優先交渉権者の決定及び公表

令和8年7月下旬に優先交渉権者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

### 4. 優先交渉権者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

### 第3節 応募者の備えるべき参加資格要件

#### 1. 応募者の構成等

- (1) 応募者は、複数の企業で構成するグループ(以下「応募グループ」という。)とする。
- (2) 応募グループは、代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とする。参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- (3) 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を設立することも可能とする。SPC を設立する場合、SPC への出資を行わない者で、本事業の各業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者を協力企業(以下「協力企業」という。)として応募グループに位置付けることができるものとする。この場合、参加表明書において明記すること。SPC を設立する場合、次のアからキまでの要件を満たすものとし、応募者は仮事業契約締結時までに設立するものとする。
  - ア 代表企業及び構成企業のうち少なくとも 1 社は、必ず SPC に出資するものとする。
  - イ 代表企業は、応募グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
  - ウ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
  - エ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
  - オ SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合のみ、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。
  - カ SPC は富山市内に設立するものとするが、事業予定地内に設立することは不可とする。
  - キ SPC から直接業務を受託することができるのは、代表企業、構成企業及び協力企業のみとする。
- (4) 応募グループは、代表企業及び構成企業による共同企業体として申請する場合は、申請書の提出時点において共同企業体を成立させ、共同企業体協定書を提出すること。

## 2. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、本市の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、改修、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者(事業契約の相手方である事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者、事業契約の相手方である代表企業及び当該代表企業からこれらの業務を受託する者、又は事業契約の相手方である共同企業体の代表企業及び構成企業)は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、改修業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

### (補足)応募者の構成

事業契約の締結の相手方	構成		
	代表企業	構成企業	協力企業
SPC	業種の指定なし(SPCへの出資あり)	業種の指定なし(SPCへの出資あり)	業種の指定なし(SPCへの出資なし)
共同企業体	業種の指定なし	業種の指定なし	
代表企業	「運営業務を行う者」である必要がある	「運営業務を行う者」以外	

※事業契約の締結の相手方＝指定管理者 となる

事業契約の締結の相手方	各業務を行う者				
	設計	改修	工事監理	維持管理	運営
SPC	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか
共同企業体	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか	代表企業又は構成企業のいずれか
代表企業	構成企業	構成企業	構成企業	構成企業	代表企業

※改修業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない

### (1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成 20 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完了した、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示設計(※)実績(実施設計)を有していること。  
※展示設計とは、展示内容、演出手法、設備計画の検討を行うとともに、当該展示スペースの整備に必要となる設計図書の作成等を行うことをいい、基本的に建物本体の建築設計のみを行う場合を含まない。

### (2) 改修業務を行う者

改修業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、改修業務を複数の改修企業で実施する場合は、以下に示す要件について、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 平成 20 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、竣工(リニューアル工事の場合は工事完了)した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示施工(※)実績を有すること。  
※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

### (3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 平成 20 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完了した科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の工事監理業務実績を有すること。

(4) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- ア 平成 20 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の展示物の維持管理業務の実績を有していること。

(5) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件について、1 社以上が満たさなければならない。

- ア 平成 20 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、科学館、博物館、美術館、その他これらに類する施設の1年以上の運営業務実績を有すること。

### 3. 共通の資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けている者。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (6) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっている者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっている者。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (8) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされている者。

- (9) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- (11) 最近 1 年間に国税・地方税の滞納をしている者。
- (12) 過去において、以下の行為をしている者。
- ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - イ 本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合したもの。
  - ウ 本市と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - エ 本市の監督又は検査(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定によるもの)の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
  - オ 本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (13) 以下に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
- ア 役員等(代表権を有する役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。

- (15) 以下に規定する、本募集等に係る業務に関与した者又は関与する予定がある者。
- ア 本施設の施設所有者である北電産業株式会社
  - イ 本事業のアドバイザリー業務に関与した次の者。
    - ・ 株式会社 建設技術研究所
    - ・ シリウス総合法律事務所
    - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
    - ・ 永井公認会計士事務所
  - ウ 本事業における監修者などとして連携・協力を求めることを予定している次の者。
    - ・ 一般社団法人富山県薬業連合会
    - ・ 富山市薬業推進協会
  - エ 上記ア又はイに規定する者と資本面若しくは人事面において関連がある者。ここで、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは次の者を指し、以下同様とする。
    - ・ 上記ア又はイに規定する者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
    - ・ 上記ア又はイに規定する者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
    - ・ 代表権を有する役員が、上記ア又はイに規定する者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- (16) 本募集に係る選定委員会の委員本人又は委員が属する組織又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。

#### 4. SPC の設立等

SPC を設立する場合、応募者は、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を富山市内に設立すること。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合に限り、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### 5. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

#### 6. 応募者の変更

代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業及び協力企業に限り、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

#### 第4節 提案書類の取扱い

##### 1. 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

##### 2. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

#### 第5節 提案の審査及び選定に関する事項

##### 1. 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

参加資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画に関する審査 施設整備に関する審査 維持管理・運営業務に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項 提案価格に関する審査

## 2. 選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市は学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、各委員が優先交渉権者選定基準に基づいて審査する。

なお、選定委員会の委員は、次のとおりである。

【選定委員会 委員】

(敬称略、順不同)

	氏名	所属
委員長	酒井 秀紀	国立大学法人富山大学 理事・副学長
委員	藤田 公仁子	国立大学法人富山大学 名誉教授
委員	上田 祐正	富山商工会議所 専務理事
委員	竹内 大輔	富山県厚生部参事 くすり振興課長
委員	西田 政司	富山市 副市長
委員	山本 貴俊	富山市 商工労働部長
委員	稻垣 博文	富山市 行政経営専門監(公認会計士)

優先交渉権者決定までの間に、本事業に関して応募者が選定委員会の委員に接触を求ること、また第三者をしてこれを行わせる、あるいは応募者のPR書類等を提出することにより、自らを有利にまたは他社を不利にするように働きかけること、または、第三者をしてこれらを行わせることを禁止する。

## **第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

### **第1節 責任分担に関する基本的な考え方**

本市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉かつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

### **第2節 予想されるリスクと責任分担**

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、事業契約書(案)のなかで改めて提示する。

### **第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法**

本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書(案)を前提とし、詳細については募集要項等の公表時に示す。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

## 第4節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### 1. モニタリングの実施

本市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本市の要求サービス水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行うものとする。

### 2. モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、改修時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

### 3. モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### 4. モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 第4章 公共施設等の立地等に関する事項

### 第1節 立地に関する事項

本施設が立地する事業対象地は、次のとおりである。本施設は、民間ビルの一部(アーバンプレイス 3階及び4階の一部)を本市が賃借し、事業者が整備するものである。

表 4-1 民間ビルの概要

施設名称	アーバンプレイス
所在地	富山県富山市牛島町18番7号
アクセス	富山駅北口から徒歩約3分
所有者	北電産業株式会社
竣工年	1996年7月 築29年(令和7年7月時点)
構造	鉄骨造 耐震設計ビル
階 数	地下3階、地上14階、塔屋2階
敷地面積	3,497 m <sup>2</sup> (建築確認申請における敷地面積 12,089 m <sup>2</sup> )
延床面積	建物全体:28,172 m <sup>2</sup> 3階 本施設専用部の床面積:約1,089 m <sup>2</sup> 4階 本施設専用部の床面積:約1,111 m <sup>2</sup>
フロア構成	14階:展望レストラン 5~13階:オフィス <u>3・4階:本事業の対象フロア</u> (旧北陸電力エネルギー科学館 ワンダー・ラボ ※2023年2月閉館) 1・2階:店舗、軽食喫茶 地下1階:グルメロード、駐車場
営業時間	10:00 ~ 23:00 ※休館日:12月29日~1月3日 (年により変動する場合あり)
空調設備	熱源に河川水(いたち川)を活用した熱供給システム
昇降機設備	常用4基 展望用1基 人荷用1基
駐車設備	屋内駐車場(立体式98台、平面式30台)
隣接施設	オーバード・ホール(富山市芸術文化ホール)

出典:北電産業株式会社ホームページ、富山県観光公式サイト

表 4-2 事業対象フロア・専用部の現況

天井	・展示スペース 天井高さ(天井撤去前) 3階:約 3,000 mm、一部 約 2,700mm 4階:約 3,700 mm
電気・空調設備	・分電盤:3、4 階で 4 箇所 ・動力盤:なし ・調光・空調は 3 階事務室廊下にて一括管理 ※シアターは中央監視室で管理
シアター	・最高高さ 4,500 mm(スクリーン前) ・固定席 50 席 ・調整室、映像、音響機器なし。
多目的スペース	・3 階:移動式パーテーションで 2 分割可能
搬入口	・搬入口の寸法(高さ 2,100 mm、幅 1,800 mm) ※主は東側 EV 側から搬入
トイレ	・4 階:専用トイレ(専用部内) ※3、4階の共用部に身体障害者用トイレあり
その他	専用部にエスカレーターあり



図 4-1 事業対象フロア・専用部の概要

## 第2節 施設要件

本施設の構成については、以下のとおりである。なお、目的・展示内容等の詳細については、要求水準書に提示する。

表 4-3 本施設の機能と必須施設

	機能	必要施設
本施設	展示・体験機能 交流・サービス機能 未来創造機能	常設展示エリア、企画展示エリア、体験ワークショップ エリア、集客エリア、シーターエリア、遊び場エリア、物 販エリア、産官学民連携エリア
	維持管理機能	事務室、倉庫、管理諸室等(更衣室、休憩室、雑倉庫 等)
	その他	エントランスホール、受付スペース、団体応接室、4階 専用部トイレ

## 第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をできなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
2. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
3. 前 2 号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うものとする。

### 第3節 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
2. 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うものとする。

### 第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。
2. 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解除することができる。
3. 不可抗力の定義については、募集要項等公表時に示す。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 第1節 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

### 第2節 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

### 第3節 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

## **第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項**

### **第1節 本事業において使用する言語**

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### **第2節 議会の議決**

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和 7 年 12 月市議会定例会に提出し可決している。また、本市は、事業契約の締結に関する議案については令和 8 年 9 月市議会定例会に、また、指定管理者の指定に関する議案を本施設の開業前までに市議会定例会に提出する予定である。なお、上記議案に関する議決を得られない場合、本市は本事業を実施することができない。

### **第3節 応募に伴う費用負担**

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### **第4節 実施方針等に関する意見の受付等**

#### **1. 実施方針等に関する質問等の受付**

本市は、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間:実施方針公表の日から令和 8 年 1 月 13 日(火)正午まで
- (2) 受付方法:「実施方針等に関する質問及び意見書」(様式 1)に必要事項を記載の上、第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

#### **2. 実施方針等に関する質問等への回答**

本市は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を令和 8 年 1 月中旬頃までに本市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見等は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

#### **3. 資料の閲覧**

要求水準書の閲覧資料の閲覧及び貸出を、以下のとおり行う。閲覧又は借受けを希望する者は、事前に第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に連絡すること。

- (1) 閲覧期間:令和 8 年 6 月 1 日(月)まで(閉庁日を除く)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧場所: 富山市役所(第 8 章第 5 節に記載の担当窓口)
- (3) 資料の貸出:希望者は、CD にて貸し出す。
- (4) 閲覧方法:「閲覧資料貸出申込書兼誓約書」(様式 2)に必要事項を記載の上、第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に提出すること。

#### 4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

#### 第5節 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

富山市商工労働部 コンベンション・薬業物産課

住 所 : 〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番 38 号

電 話 : 076-443-2071

F A X : 076-443-2183

E - m a i l : convention-yakugyo@city.toyama.lg.jp

富山市ホームページアドレス

<https://www.city.toyama.lg.jp/>

資料 1:リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	共通	応募関連書類	●	
2		応募費用		●
3		本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
5		事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	●	●
6		本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
7		事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
8		上記以外のもの(消費税の変更を含む。)	●	
9		本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 (許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)	●	
10		上記以外のもの		●
11		事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
12		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
13		本市が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	●	
14		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
15		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
16		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
17		本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
18		事業者が実施する業務に起因するもの		●
19		調査、設計、改修、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
20		事業者の事由による第三者への賠償		●
21		本市の事由による第三者への賠償	●	
22		戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中止・中止に伴う設計・改修・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
23	共通	物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲
24			維持管理・運営期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	● ▲
25		要求水準未達	事業者の実施する設計、改修、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの	●
26		債務不履行	本市の債務不履行による事業中断・中止	●
27			事業者の債務不履行による事業中断・中止	●
28		事業の中止	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
29			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
30			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	● ●
31			事業者が実施した測量・調査に関するもの	●
32	設計・改修段階	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●
33			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など	●
34		既存施設の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの	●
35			施設の瑕疵に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●
36		工事費用増大	提示条件の誤りや本市の追加指示、本市の事由による工事費の増大	●
37			事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大	●
38		工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●
39			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延	●
40		計画変更	施設完成前に市が発案した軽微な変更	●
41			施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修	●
42	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	●
43		事業者の事由による施設の損害		●
44	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
45	引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		●

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
46	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用上昇	本市の指示による維持管理・運営業務の変更等に起因する維持管理費の増大	●
47		支払遅延	事業者の計画・見積もりの誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(急激な物価変動を除く。)	●
48		計画変更	本市の事由による事業者へのサービス対価の支払遅延・滞納	●
49			本市の事由による事業実施条件の変更	●
50		施設損傷	事業者の提案・要望による維持管理・運営業務の変更に関するもの	●
51			施設・展示物・資料の劣化に対して適切な措置がとられなかつたことに起因するもの	●
52			本市の責めによる施設・展示物・資料の劣化に関する未処置、事故、火災等によるもの	●
53		施設瑕疵	事業者の責めによる事故・火災等によるもの	●
54			事業者が整備した展示・建築・設備等の瑕疵が見つかった場合	●
55		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用	●
56	利用者数変動	利用者数が予想を大幅に上回ったことによる業務量並びに維持管理業務及び運営業務費の増		●
57		利用者数が予想を大幅に下回ったことによる収入の減		●
58	利用者対応	運営における苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの		●
59	備品等破損	本市が実施する業務に起因する備品等の破損	●	
60		事業者が実施する業務に起因する備品等の破損		●
61	事業終了時	原状回復	事業期間終了に伴う原状回復に係る費用	●
62	自主事業	自主事業の実施に係る全てのリスク		●

●は主分担、▲は従分担を表す。